

平成

二十一年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第五号)

平成二十一年六月十九日(金曜日)

議事日程(第五号)

平成二十一年六月十九日 午前十時開議

第一 議第三十八号 五條市職員定数条例の一部改正について

議第四十三号 五條市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議第四十七号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

第二 議第四十号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について

議第四十一号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定について

議第四十二号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について

議第四十四号 市道路線の認定について

議第四十五号 市道路線の認定について

議第四十六号 市道路線の変更について

議第四十九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定について

第三 議第三十九号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

第四 同第四号 五條市公平委員会委員の選任について

第五 同第五号 五條市教育委員会委員の任命について

第六 同第六号 五條市教育委員会委員の任命について

第七	推第 一号	人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて
第八	発議第 六号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
第九	発議第 七号	五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（二十一名）

十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
佐久間	花谷	山本	北山	西尾	峯林	山田	山田	益田	池上	藤富	川村	太田	西本
正己	昭典	久和	和生	彦和	宏政	澄雄	由比己	吉博	輝雄	美子	家廣	好紀	幸洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

十五番	寺保英
十六番	榎本
十七番	黄塚
十八番	土井
十九番	榮林
二十番	大谷
二十一番	田原

市長	吉野夫
副市長	榮林美
教育長職務代行者	吉勝雄
市長公室長	辰信也
総務部長	森本弘
都市整備部長	森本三
生活産業部長	上田卓司
健康福祉部長	水脇正雄
上下水道部長	辻本
会計管理者	上孝司
西吉野支所長	福井純二

事務局職員出席者

大塔支所長	土井祥嗣
監理管財課長	新井健夫
企画財政課長	櫻井敬三
市長公室次長	佐古憲美
秘書課長	下村洋次
庶務課長	窪佳秀

事務局長	川西敏美
事務局次長	乾谷旬
事務局主任	笹谷
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時三十三分再開

○議長（北山和生） ただいまから、去る十五日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（北山和生） 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

この際申し上げます。去る十五日の太田好紀議員の質問の中で、業者に対し契約の件で電話をした内容について、訂正するよう求める発言がありました。

本件については、市長において、業者に対し電話した内容について訂正されるよう強く求めることといたします。

これより日程に入ります。

○議長（北山和生） 日程第一、議第三十八号、議第四十三号及び議第四十七号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会寺本保英委員長。

〔総務文教常任委員長 寺本保英登壇〕

○総務文教常任委員長（寺本保英） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十八号、議第四十三号及び議第四十七号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十五日の本会議において当委員会に付託され、十六日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十八号 五條市職員定数条例の一部改正につきましては、十津川村からの常備消防の一部事務受託に伴い、消防職員を増員するため、消防事務局の職員の定数を六十九人から百人に改め、総職員の定数を六百九人から六百四十人に改めようとするもので、委員から、十津川村の負担割合等についていただいたのに対し、「経常経費の二〇パーセントを負担することについては、普通交付税算出の消防費基準財政需要額の当年度比率割合によるものであり、平成十年から十七年までの西吉野消防事務受託においては約八億円の負担であったが、十津川村の受託内容から単純に試算すると三箇年で同額の負担となる。また、救急業務に従事できるまでには、初任科教育から救急課程の教育などの様々な訓練教育期間を必要とするため、十津川村としては消防広域化までに単独消防はできないものと判断し、事務委託を選択したものである。今秋に職員採用試験を実施したく今回の提案となったが、八月には協定書を作成し、その中で責任の所在等も明確にして、本市にとって不利益とならないように努めてまいりたい。」との答弁がありました。委員からは、「事務受託の依頼があったときから後の議論が遅かったことについては残念であるが、人命は一番大事なことであり、十津川村との協議をしっかりとやってほしい。」との意見がありました。

審査の後、大谷委員から、本案については慎重審査を期するため、閉会中の継続審査とすべきとする動議が提出され、採決の結果、可否同数となったため、委員長裁決により、閉会中の継続審査とすべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第四十三号 五條市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、平成二十一年度において西吉野町唐戸辺地及び茄子原辺

地に辺地対策事業債を充当して移動通信施設、いわゆる携帯電話の基地局を整備しようとするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十七号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、携帯電話不感地域解消事業費二億八千五百九十万円、旧前防邸蔵改修事業費一千三百万円、うちの館管理運営補助金一千万円、消防庁舎建設事業費四百万円、緊急雇用創出事業費等の総額三億三千九百五十六万四千円を増額し、その財源を国庫支出金、県支出金、市債、寄附金等で賄うもので、委員から、携帯電話不感地域解消事業の内容と今後のスケジュール、消防災害対策用備品購入費の内容、消防庁舎建設事業費の測量業務委託の内容、旧前防邸蔵改修事業の内容、奈良県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金による事業委託等について質疑があり、当局からそれぞれについて説明がありました。審査終了後、六名の委員から修正案が提出され、土井委員から提案理由の説明がありました。その内容は、消防費のうち消防庁舎建設事業費は、丹原町に消防庁舎を建設するため測量業務委託料であり、議会としては今井四丁目の予定地を消防庁舎建設地として承認していることから、今回の補正予算による新しい候補地での測量業務委託は到底承認できるものではないため修正案を提出したもので、歳出において、八款消防費、一項消防費、六目消防庁舎建設事業費、十三節委託料、四百万円をゼロ修正し、その財源の十八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金のうち、歳出の削減分に見合う四百万円を減額するとの内容であり、修正案を起立により採決した結果、全員起立により、修正案のとおり修正可決すべきものとすることに決定し、その後、修正議決をした部分を除く原案について採決をした結果、その他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（北山和生）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十五日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに黄木英夫議員の発言を許します。十七番黄木英夫議員。

〔十七番 黄木英夫登壇〕

○十七番（黄木英夫） みなさんおはようございます。

原案の賛成討論をさせていただきます。議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、市長から提出されております議第三十八号、五條市職員定数条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

本案につきましては、今議会において条例案が可決されることで、本年の県下統一試験日に合わせて優秀な人材を確保することが可能となるものであります。

また、関係する費用面、運営面を考慮いたしましても、本議会において可決されることが最善の方策と考えるところであり、先の委員会等においても説明のあったところであります。

その内容につきましては委員長報告がされておりますので、各位には御案内のとおりであります。

よって、市長から提案された条例の一部改正案につきまして、賛成の立場から私の討論といたしたいと思います。

南和の玄関口の五條市として、今後これを早急に進めていくことに、機を逸せずに行っていくことが大切ではないかと申し添えておきたいと思ひます。

よろしくお願いいたします。

○議長（北山和生） 次に、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄） それでは、寺本委員長の報告の議第三十八号につきましては、閉会中の継続審査という報告がございましたけれども、この委員長報告に対する賛成討論をさせていただきます。

もう、それぞれお聞きいただいておりますように、十津川村の村民の皆さん方の命と財産を守ること、五條市民の皆さん方の命と財産を守ること、どちらも大変重要なことでございます。したがって、五條市の余り大きな負担、責任がなくて、五條市と十津川村の両方のメリットがある方法で、この十津川村の消防事務受託をできることなら、それは本当に、五條市としてもさせてもらわなければならないというふうに、私は思います。

ご存じのように、十津川の要望として、その中心になっておりますのが、十津川村の医師を、今まで二名おりましたけれども一名になったと、元通

り二名の医師を確保するために県へ要請しましたがけれども、救急業務のその途中において患者の命を守る救急救命士の配置ができなければ、医者としてもなかなか十津川村に行けないという状況であるがために、やはり、まずは救急救命士の確保を十津川村は望んでおることでもあります。したがって、その救急救命士の確保をするためにも、常備消防を同時に実現させたいというのが、十津川村の皆さん方の見解であります。これは非常に大事なことであります。

しかし、今回出されておりますこの消防職員定数増は、十津川村の消防事務受託をするために三十一名を増やそうという内容であります。三十一名ですね。

ところが、三十一名という消防職員をなぜ増やさなければいけないかという、十津川村との協定書を我々議員はもらっていないわけですね。どういう内容の協定で十津川村の消防事務受託を引き受けるのか、この一番大事な協定書が上がっていないのですね。案としてはいただいております。しかし、やはり皆さん方もご存じのように、決定ではありませんけれども、奈良県の消防広域化協議会が立ち上げられて、非常備消防の十津川、野迫川のこれからの体制も、その奈良県の消防広域化協議会でも協議されるという重要な議題の一つになるわけですね。

したがって、やはり正式な十津川村との協定書も上がっていない、奈良県の消防広域化協議会の議題でもあるのにその進み具合もまだわからないという中で、十津川村の消防事務受託のために三十一名もの職員増を五條市の責任で増やすということは、なんぼ急いでおっても、これは受ける五條市としては、余りにも慌てすぎるのではないのでしょうか。もし、今言われているように、将来十津川村の中で消防分署を建てて、大塔分署の活用で、二つの分署で十津川村民の皆さん方の命と財産を守っていくという、このことが続けられれば、十津川分署の管理責任は五條市の消防本部にあるわけですから、奈良県の消防広域化が進んだと、スタートしたという後にも、そういう十津川村の消防を五條市の消防本部が管理責任を持たなければならぬとすれば、お金の問題だけじゃなしに、十津川村民の皆さん方の命と財産を守る上においての責任も絡んでくるわけですね。

したがって、もっとも重要な内容を、十津川村との合意のもとに協定書を作って、この議会に上げてこられるということと併せて、我々議員が検討させてもらって、結論を出すのが大事なことでないかなというふうに思いますので、私は寺本委員長長の報告どおり、今回は継続審査とさせていただきますのが、十津川村民の皆さん方にとっても、五條市の市民の皆さん方にとっても、責任ある五條市議会の態度だということを、確信を持って寺本委員長長の報告に賛成するものであります。

以上です。

○議長（北山和生）以上で討論を終結いたします。

これより本案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第三十八号 五條市職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案については、総務文教常任委員会委員長から、会議規則第四百条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。本議案は、委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生） 起立少数であります。

よって、議第三十八号 五條市職員定数条例の一部改正についてを閉会中の継続審査とすることは、否決されました。

継続審査とすることが否決されましたので、これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生） 次に議第四十三号 五條市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に議第四十七号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。
なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、修正可決であります。
お諮りいたします。本議案は、委員長の報告どおり修正可決とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり修正可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長（北山和生）次に日程第二、議第四十号、議第四十一号、議第四十二号、議第四十四号、議第四十五号、議第四十六号及び議第四十九号の七議案を一括して議題といたします。

本案につきましては建設経済常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。建設経済常任委員会榮林末次委員長。

〔建設経済常任委員長 榮林末次登壇〕

○建設経済常任委員長（榮林末次）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第四十号、議第四十一号、議第四十二号、議第四十四号、議第四十五号、議第四十六号及び議第四十九号の七議案につきまして、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十五日の本会議において当委員会に付託され、十六日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

初めに、議第四十号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定、議第四十一号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定及び議第四十二号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきましては、平成二十年十二月に策定した指定管理者制度導入に関する指針に基づき本年二月二日から管理運営団体の募集を行い、指定管理者選定委員会において候補者を選定の結果、五條市五万人の森公園に係る指定管理者としてアスカ美装株式会社、五條市上野公園に係る指定管理者として株式会社エスプリ及び五條市阿田峯公園に係る指定管理者として社会福祉法人三寿福祉会に、本年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間、それぞれの公園を管理する指定管理者として指定するもので、委員から、五万人の森公園についての利用者の増加につながる自主事業計画等をただしたのに対し、「候補者から提出されている事業計画書では、センターコア施設に特産物の売店設置、ファーマーズマーケットの開催、各種イベント開催等の提案がある。また、五万人の森公園条例施行規則において、指定管理者に対し、その管理の業務等に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、必要な指示をすることができると規定しているので、五條市の活性化のために適切な指示を行ってまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、指定管理者制度の本質についてただしたのに対し、「施設の管理運営に民間の経営ノウハウを取り入れることにより、利用者サービスの向上と施設管理に係る経費の削減などを制度導入の大きな目的としており、募集要項で指定管理者と五條市との責任分担を例示しているが、指定の後においては災害時の対応や包括的管理責任などについて詳細な項目を規定した協定を締結するものであり、今後、より以上に制度の導入を図っていくことから、必要な部分の条例化については検討してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、反社会的行為の抑止力となるような体制づくりを求める意見がありました。また、委員から、指定管理者選定委員の構成について批判があったことについてただしたのに対し、「選定委員の構成については、スピーディに対応できるよう、理事者代表としての副市長を始めとする五人の少数委員で構成するなどの見直しを行ったところである。」との答弁がありました。また、委員からは、「今回の提案には一定の評価をするものであるが、誤解を招かないよう選定委員の一新を求めているところであり、それなりのプロセスを踏んでおくべきでもあったが、これ以上の後退は心苦しいものがある。」などの意見がありました。

次に、議第四十四号 市道路線の認定につきましては、県道下市宗松線が市に移管されるため、西吉野町尼ヶ生地内の道路延長一、二〇〇メートル、幅員四・〇から一一・〇メートルを市道尼ヶ生一号線として認定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第四十五号 市道路線の認定につきましては、県農道が市に移管されるため、西吉野町滝地内の道路延長一、四三〇メートル、幅員五・〇

メートルを市道西吉野滝二号線として認定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第四十六号 市道路線の変更につきましては、県道下市宗松線が市に移管されるため、市道十日市西山線の西吉野町尼ヶ生地内の起点を変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第四十九号 五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、国の緊急雇用創出事業により下水道普及相談員一名を雇用し、公共下水道の水洗化率及び接続率の向上を図るため、共済費九万七千円、賃金六十八万五千円及び印刷製本費十七万五千円の合計九十五万七千円を増額し、その財源を一般会計繰入金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（北山和生） ただいまの建設経済常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

〔「異議なし」の声あり〕

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本議案は、討論を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

初めに、議第四十号、議第四十一号及び議第四十二号の三議案について、一括して採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本三議案について原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生） 起立多数であります。

よって、議第四十号、議第四十一号及び議第四十二号の三議案については、可決されました。

○議長（北山和生）次に議第四十四号、議第四十五号、議第四十六号及び議第四十九号の四議案について一括して採決いたします。
お諮りいたします。本四議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本四議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に日程第三、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十九号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第三十九号の提案理由について御説明を申し上げます。

なお、本案につきましては、昨年第四回市議会定例会並びに本年第一回市議会定例会に引き続き御提案を申し上げますが、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは議案の要旨を御説明申し上げます。

おそれ入りますが、お手元の議案書二十ページを御覧くださいませ。

本案では、議長、副議長並びに議員各位の報酬月額に一〇〇分の二〇を乗じて得た額、すなわち現行報酬から二〇パーセントの減額をお願いするものであります。

なお、当該措置の期間は平成二十一年七月一日から同年十一月三十日までの間とする旨、附則に規定するものでございます。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案に対しては、太田好紀議員ほか五名から修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

〔二番 太田好紀登壇〕

○二番（太田好紀）ただいま議長の発言許可をいただきましたので、議第三十九号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に對する修正案の御説明を申し上げます。

この修正を提出するのは二回目となりました。議員報酬を我々の議員任期中に限り二〇パーセント削減するものという内容の条例改正案は、前回の三月定例会にも市長から提出され、その際説明された提案理由は、現下の厳しい財政状況にかんがみ議員報酬の削減について議員各位に御理解と御協力をお願いするものでありました。

その際、私は、厳しい財政状況の中であるとするならば、なぜ我々議員の任期に限定するのかというような質問もいたしました。

今回も市長から提出されております本条例の改正は、議員の報酬を我々の残された任期、五箇月間に限り二〇パーセント削減しようとするものであります。

またその理由は、議員報酬の抑制により市財政の一層の健全化を図るためとなっております。

先日否決されましたが、五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正についても、改正の理由は議員定数の削減により市財政の一層の健全化を図るためとなっております。

同時に提案されたこの二件の改正を見てみますと、要するに市長は、我々の議員の任期までは報酬を一律二〇パーセント削減することを求め、我々の任期が終了した後、今度は議員の報酬は元に戻して議員二人分の報酬、率にしてわずか一三パーセント余りですが、それを削減することによつて市の財政の一層の健全化を図ろうと考えられたのかと、私は全く理解ができないものであります。

また、この前の藤富議員からの一般質問では、市長のアンケートの結果が明らかにされました。市民は議員の報酬は高いと思っているのが現状であります。三〇パーセント削減が適正だと思った人が三十四人で一番多いのであります。

したがって、私は、議員の報酬は市長の給料と同様に三〇パーセント程度の削減をするべきであると思いますので、そのような修正案を提出いたし

ました。

また、この改正を当分の間とした理由は、前回も申し上げましたが、市民の皆様と共に痛みを強いる間、先の見通しがつくまで、この程度の議員報酬の削減は必要であり、議員定数が十五になったとしても、やはり削減することに意味があると考えております。

御意見はそれぞれお持ちであるかとは思いますが、市民に最も身近な存在である五條市議会でございます。市民の皆様から御理解のいただけるような判断をすることが何よりも大切であり、不可欠であると、私は思っております。

よって、議会としての姿勢を示す必要性を痛感することから、今回も本修正案を提出いたします。

議員各位には何とぞ本修正案に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北山和生） 提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに黄木英夫議員の発言を許します。十七番黄木英夫議員。

〔十七番 黄木英夫登壇〕

○十七番（黄木英夫） ただいま太田議員ほか五名から議三十九号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案が提出されましたが、私はその修正案に対して反対の立場から討論をいたします。

この議員報酬の削減については、先の三月定例会で全会一致で議会改革特別委員会が設置され、議員報酬だけではなく、時代の変化に伴う我々議会を取り巻く諸問題、諸課題に取り組んでいるところであり、先日五月二十九日には議員全員協議会も開かれ、全議員に発言の機会を確保していただきました。

議会はそれぞれの意見を出し合い、議論し、一定の方向性が出されればそれに従うという、合議体であるが故のルールがあります。

よって、なぜ議会改革特別委員会で協議している最中であるこの時期に、このような修正案を出してくるのかと、疑問に感ずるところであります。

また、議員報酬についても、そもそも議会活動、議員活動とはどのようなものであるかを議論する必要があると思います。併せて議員報酬は単に安ければいいというものではないと考えております。現在の地方自治法の規定では、やる気のある若い優秀な人材でも、それなりの収入が保障されていなければ議員として活躍できない状況であります。

私は、現在の五條市が抱えている多くの諸課題、懸案事項に取り組むためには、議会の活性化こそが何よりも大切であり、市民の多様な意見を議会に反映するためには、だれでも議員に立候補できる環境を整えておく必要があると考えております。

このような立場から、生活を支えていけるだけの収入を保障することも議会活性化につながる大切な要素ではないかと考えております。

今回は議員から提出された修正案でございますが、議会は第一に、いかにして議会を活性化させるかを考えることも大切であるということも申し上げたいと思います。これはまた、議会改革特別委員会の議論の身でもございます。

私の持論といたしましては、やはり議員はそれ一本でほかに収入がなく、これで頑張ってもらおうという、これを、私が二十三、四年、ずっと考えてきたでございます。やはり、ほかに収入を持っておると、安くてもだれでも出てこられるというのは、そういうようなことはあつてはならないかと、本当にまじめな若い人が出てくるように、今後切に希望して、私の討論といたしたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（北山和生）次に、西本幸洋議員の発言を許します。（「一番」の声あり）一番西本幸洋議員。

〔一番 西本幸洋登壇〕

○一番（西本幸洋）議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、市長から提出されております議第三十九号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、まずは議会改革特別委員会における最終結論を待つべきであると思っておりますので、その立場から討論をいたします。

定例会初日の六月八日に議会改革特別委員会委員長から中間報告をしていただき、本日は、この特別委員会で協議された特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正案及び五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正案が上程されることになっております。

その内容につきましては、委員長報告がされておりますので、各位にはご存じのとおりであります。

特別委員会では、議会改革全般にわたり、積極的に、真剣に協議されている中、議員報酬については、「金額は下げる方向で、前向きに考えるが、

具体的な金額については、議員全員協議会で全議員の意見を聞き、さらに協議を進めていくことになりましたので、五月二十九日に開催された議員全員協議会で、議員各位から御意見をお聞かせいただいておりますところであります。」と、報告されております。

これは、今後、委員会で更なる協議を進めていくという報告であり、我々議員としては、委員会での協議結果を重視する必要があるのではないかと思います。

よって、市長から提案された条例の一部改正案につきましては、すぐには賛成しかねるということを申しまして、また、修正案についても同様であります。私の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（北山和生） 以上で、討論を終結いたします。

これより議第三十九号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に対する、ただいま太田好紀議員ほか五名から提出されました修正案について採決いたします。（「二十番」の声あり）二十番大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） この議案につきましては退席させていただきます。採決に当たりましては棄権をさせていただきます。

その理由を申し上げます。

先ほどそれぞれ、討論の皆さん方から明らかにされましたように、三月議会ではまだ改革委員会の審議がスタートしておりませんでしたけれども、この間その審議がスタートしておりまして、私も改革委員会の委員の一人として入っておりますので、先ほどの討論の皆さん方と同じ趣旨を持ちまして、私の場合は退席して、採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、議長の取り計らいをどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北山和生） なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。太田好紀議員ほか五名から提出されました修正案について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生） 結構です。

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

○議長（北山和生）修正案が否決されましたので、次に原案について採決いたします。

なお、この採決は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決すること、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）結構です。

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（北山和生）次に日程第四、同第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）同第四号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第四号 五條市公平委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち山田悦雄委員が本年六月三十日をもって任期が満了するため、その後任の委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであり、山田悦雄氏の再任をお願いするものであります。

同氏は平成九年四月より三期十二年間、公平委員をお願いしているところであり、その間、鋭意委員として御活躍をいただいているところであります。また、人格が高潔で、地方自治の本旨にも理解があり、人事行政に関し識見を有する人であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（北山和生）次に日程第五、同第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）同第五号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました、同第五号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました御勢久右衛門委員が平成十八年十一月十三日に死去されたことにより、後任の委員の任命について同意を求めてまいりましたが、御承認いただけない期間が長期にわたったため、平成二十一年六月十六日で任期満了となりました。

よって、欠員となりました委員の補充といたしまして、赤井 猛氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、教育及び文化においても深い見識があり、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解をいただきまして、どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。（「二十番」の声あり）大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）今回の人事案件につきましては、三月議会の案件と同じ方であるわけでありすけれども、三月議会におきましては、私は棄権をさせていただきました。その理由は、吉野晴夫五條市長の答弁虚偽疑惑について調査委員会が調査した結論といたしまして、疑惑の一部が事実であったということで、退席して棄権をしたわけでありすけれども、以後情勢の変化で、議会が答弁虚偽の証言と判断して検察庁へ告発しておりますけれども、嫌疑不十分で不起訴になったわけでありすけれども、しかし、嫌疑不十分で不起訴ということは、議会が虚偽の証言で告発したことが誤りであったということでは決してございません。

したがって、今申し上げましたことも付け加えて、退席してこの人事案件の採決に当たりましては棄権をさせていただきたいと思っておりますので、議長の方での取り計らいをどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北山和生）これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）結構です。

起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（北山和生）次に日程第六、同第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）同第六号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました、同第六号 五條市教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。御承知のとおり、教育委員会委員でありました田村幸子教育長が平成十九年五月三十一日をもって辞職されました。

その後任の委員の任命について、同意を求めるものであります。

後任として、伊藤 中氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、特に教育指導におきましては精通されており、歴史、文化にも深く見識のある方です。また、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解いただきまして、どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。（「二十番」の声あり）二十番大谷議員。

○二十番（大谷龍雄）この同第六号につきましても、同第五号と同じ理由をもちまして退席をさせていただきます、採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、議長の方での取り計らい、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（北山和生）これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北山和生）結構です。

起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（北山和生）次に日程第七、推第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）推第一号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについて。

○議長（北山和生）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました、推第一号 人権擁護委員の候補者推せんにつき意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、佐久間英光氏、亀谷 璋氏、遠 洋子氏、片山邦彦氏の四名の任期が本年九月三十日をもって満了するため、その後任の候補者推せんについて意見を求めるものであります。

お手元にお配りさせていただきましたように、四名の皆様の再任をお願いしなくてはなりません。

四名の皆様は、いずれの方も人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（北山和生）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（北山和生）次に日程第八、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月十九日提出

提出者 五條市議会議会改革特別委員会 委員長 榮林末次

○議長（北山和生）提案の趣旨説明を求めます。議会改革特別委員会榮林末次委員長。

〔議会改革特別委員長 榮林末次登壇〕

○議会改革特別委員長（榮林末次）ただいま上程されました発議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件については、定例会初日の六月八日に当特別委員会の中間報告をし、委員会における協議の内容など、詳細を報告したところであります。

改正の内容といたしましては、議員が審議会や協議会の委員を兼務している際にその報酬の重複支給を禁止しようとするものであり、本条例第二条第二項を第三項とし、新たに第二項として、議会の議員が他の非常勤の特別職の職を兼ねるときは、当該議会の議員には、非常勤の特別職の職員として受けるべき報酬は支給しないことと、監査委員並びに農業委員会委員についてはこの限りではない、などを規定し、附則で、施行日を本年七月一日からと規定するものであります。

議員各位には何とぞ御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（北山和生）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生）次に日程第九、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月十九日提出

提出者 五條市議会議会改革特別委員会 委員長 榮林末次

○議長（北山和生）提案の趣旨説明を求めます。議会改革特別委員会榮林末次委員長。

〔議会改革特別委員長 榮林末次登壇〕

○議会改革特別委員長（榮林末次）先ほどの条例改正に引き続き議会改革特別委員会から提案し、ただいま上程されました発議第七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

先ほど申し上げましたが、本件については、先日六月八日に議会改革特別委員会の中間報告をし、委員会における協議の内容など、詳細を報告いたしました。

改正の内容は、市長、副市長などと同じように議員に対して支給することが可能となっている、鉄道を利用して出張等をする際の特別車両料金を支給しないようにすることと、船舶を利用して出張等をする際の寝台料金及び特別船室料金を支給しないようにするための条例改正をするものであり、附則で施行日を本年七月一日からと規定するものであります。

議員各位には何とぞ御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北山和生）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（北山和生） この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（北山和生） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十二日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北山和生） 御異議なしと認めます。よって本定例会は、本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（北山和生） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成二十一年度五條市一般会計補正予算を始め多数の重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、また円滑なる運営に御尽力、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際しましては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

市長からごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十一年第二回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

本議会に提出いたしました議案中、一部を除き、いずれも原案どおり可決、同意を得ましたことに、心からお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会中に議員各位から頂きました御意見を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

これから厳しい暑さを迎えるわけですが、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、市民のため、五條市のために更に御活躍を賜りますことをお祈り申し上げ、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつに代える次第でございます。

誠にありがとうございました。

○議長（北山和生） これをもちまして、平成二十一年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十一時四十三分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 北 山 和 生

署 名 議 員 花 谷 昭 典

署 名 議 員 佐 久 間 正 己

署
名
議
員
寺
本
保
英